

★両給付金の基準日、支給対象要件、給付額等について

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
基準日	平成26年1月1日	
給付対象者の範囲	基準日において各市町村の住民基本台帳に記録されている者	平成26年1月分の児童手当の受給者（※1）
税・所得要件	市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）課税者の扶養親族等を除く）等	平成25年の所得が児童手当の所得制限額（※2）に満たない者
給付額	1人につき1万円 （加算措置対象者（※3）は1万5千円）	児童手当の対象児童1人につき1万円
対象外	生活保護受給者は除く（別途、生活保護費の改定により対応）	
申請スケジュール	○申請受付につきましては平成26年6月以降を予定しています。 ○支給につきましては申請後、速やかに支給できるように準備しています。 詳細が決まり次第、町ホームページ及びクローズアップしもすわ等にてお知らせいたします。	

- （※1）基準日（H26.1.1）に生まれた児童については、平成26年2月分の児童手当の受給者
- （※2）夫婦と児童2人のモデルケースで960万円未満（年収ベース）
- （※3）老齢基礎年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の一定の年金や手当等の受給者

※なお、臨時福祉給付金の対象者は子育て世帯臨時特例給付金対象児童とはなりませんので、ご注意ください。

■臨時福祉給付金の問い合わせ

下諏訪町 健康福祉課 福祉係 電話27-1111（内線231・232）

■子育て世帯臨時特例給付金の問い合わせ

下諏訪町 教育こども課 子育て支援係 電話27-1111（内線714・716）

# 自動車税の納期限は6月2日(月)です。

## ～コンビニ納付が可能です！～

6月2日（月）は、平成26年度の自動車税の納期限です。  
自動車税は、4月1日現在で自動車（軽自動車、二輪車を除く）をお持ちの方に納めていただく県の税金です。

金融機関、郵便局、コンビニエンスストア及び地方事務所 税務課で納付できます。

■問い合わせ 長野県諏訪地方事務所 税務課（諏訪合同庁舎3階）  
電話57-2905 -mail: suwachi-zeimu@pref.nagano.lg.jp

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について

消費税率の引上げにより、低所得者並びに子育て世帯に与える負担の影響を緩和するとともに消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行います。

申請・支給手続きについては、現在準備中です。

## 【臨時福祉給付金】

(1) 給付対象者

- 平成26年度分町民税（均等割）が課税されていない方  
（町民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く）  
※生活保護制度内で対応される被保護者等は対象としない。

- 給付対象者のうち、以下のいずれかに該当する方には、5,000円を加算

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等
- ・児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改訂の特例に関する法律の対象となる手当（児童扶養手当、特別障害者手当等）の受給者等

(2) 給付額（1回の手続で支給）

- 給付対象者一人につき 10,000円
- 加算対象者一人につき 5,000円

## 【子育て世帯臨時特例給付金】

(1) 支給対象者

- 基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者。

(2) 対象児童

- 支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童。  
※臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等は除く。

(3) 給付額

- 対象児童一人につき 10,000円

## 【児童手当 所得制限限度額】

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

[収入額の目安] は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。